

新旧対照表

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1（現行のとおり）</p> <p>第2 検診対象者</p> <p>1 当該区市町村に居住地を有する50歳以上の者とする。</p> <p>※ 「<u>がん重点健康教育及びがん検診実施のための指針</u>」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添（令和5年6月改正））には「胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない」との記載がある。</p> <p>なお、受診を特に推奨する者を50歳以上69歳以下の者とする。ただし、受診を特に推奨する者に該当しない70歳以上の者に対しても、受診の機会を提供するよう留意すること。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第3 実施回数</p> <p>胃がん検診は、原則として同一人について2年に1回実施する。</p> <p>※ 「<u>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針</u>」には「胃部エックス線検査については、当分の間、年1回の実施でも差し支えない」との記載がある。</p> <p>なお、検診機会は必ず毎年度設けることとする。</p> <p>第4から第8まで（現行のとおり）</p>	<p>第1（略）</p> <p>第2 検診対象者</p> <p>1 当該区市町村に居住地を有する50歳以上の者とする。</p> <p>※ <u>がん重点健康教育及びがん検診実施のための指針</u>（令和3年10月改正）には「胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない」との記載がある。</p> <p>なお、受診を特に推奨する者を50歳以上69歳以下の者とする。ただし、受診を特に推奨する者に該当しない70歳以上の者に対しても、受診の機会を提供するよう留意すること。</p> <p>2（略）</p> <p>第3 実施回数</p> <p>胃がん検診は、原則として同一人について2年に1回実施する。</p> <p>※ <u>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針</u>（令和3年10月改正）には「胃部エックス線検査については、当分の間、年1回の実施でも差し支えない」との記載がある。</p> <p>なお、検診機会は必ず毎年度設けることとする。</p> <p>第4から第8まで（略）</p>

新旧対照表

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 胃がん検診精密検査結果の把握</p> <p>区市町村又は検診実施機関は、「胃がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p>なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添（令和5年3月改正））による。）。</p>	<p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 胃がん検診精密検査結果の把握</p> <p>区市町村又は検診実施機関は、「胃がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p>なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知）による。）。</p>

新旧対照表

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第10 事業評価</p> <p>胃がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「胃がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11から第12まで（現行のとおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（別紙1）から（様式第9号）まで（現行のとおり）</p>	<p>第10 事業評価</p> <p>胃がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「胃がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」（がん検診事業の評価に関する委員会 報告書（平成20年3月））に示されているが、報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11から第12まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（令和3年10月改正）」及び「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（日本消化器がん検診学会 2017年発行）に基づき作成</u></p> <p>（別紙1）から（様式第9号）まで（略）</p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1から第5まで（現行のとおり）</p> <p>第6 検診方法等 1 及び 2（現行のとおり）</p> <p>3 胸部エックス線写真の読影方法 （1）（現行のとおり） （2）二重読影 2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影すること。読影結果の判定は、「<u>肺癌取扱い規約 改訂第8版（肺がん検診の手引き 2020年改訂版）</u>」（日本肺癌学会編。以下「<u>肺がん検診の手引き 2020年改訂版</u>」という。）の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」によって行い、仮判定区分「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。</p> <p>（3）（現行のとおり） （4）読影結果の判定 読影結果の判定は、「<u>肺がん検診の手引き 2020年改訂版</u>」の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」により行う。</p> <p>4（現行のとおり）</p>	<p>第1から第6まで（略）</p> <p>第6 検診方法等 1 及び 2（略）</p> <p>3 胸部エックス線写真の読影方法 （1）（略） （2）二重読影 2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影すること。読影結果の判定は、「<u>肺がん検診の手引き</u>」（日本肺癌学会編）の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」によって行い、仮判定区分「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。</p> <p>（3）（略） （4）読影結果の判定 読影結果の判定は、「<u>肺がん検診の手引き</u>」（日本肺癌学会編）の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」により行う。</p> <p>4（略）</p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>5 喀痰細胞診</p> <p>（1）から（3）まで（現行のとおり）</p> <p>（4）喀痰細胞診の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">ア及びイ（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 喀痰細胞診の結果の判断は、「肺がん検診の手引き <u>2020年改訂版</u>」の「肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(2016改訂)（別紙3）」によって行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ及びオ（現行のとおり）</p> <p>6（現行のとおり）</p> <p>第7及び第8（現行のとおり）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 肺がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者におけ</p>	<p>5 喀痰細胞診</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）喀痰細胞診の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">ア及びイ（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 喀痰細胞診の結果の判断は、「肺がん検診の手引き」(<u>日本肺癌学会編</u>)の「肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(2016改訂)（別紙3）」によって行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ及びオ（現行のとおり）</p> <p>6（略）</p> <p>第7及び第8（略）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 肺がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報保護法の例外事項</u>として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド</p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>る個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添(令和5年3月改正))による。)</p> <p>第10 事業評価</p> <p>肺がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「肺がん検診チェックリスト(区市町村用)(様式8号)」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>特に、講習会の実施の有無及び従事する全ての読影医師の受講の有無について検診実施機関に対して確認を行うこと。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」(がん検診のあり方に関する検討会(令和5年6月))に示されている。<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</u></p>	<p>ンスについて」(平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知)による。)</p> <p>第10 事業評価</p> <p>肺がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「肺がん検診チェックリスト(区市町村用)(様式8号)」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>特に、講習会の実施の有無及び従事する全ての読影医師の受講の有無について検診実施機関に対して確認を行うこと。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」(がん検診事業の評価に関する委員会 報告書(平成20年3月))に示されているが、<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づ</u></p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
第11から第12まで（現行のとおり） （別紙1）から（様式第9号）まで（現行のとおり）	き事業評価を行うこととする。 第11から第12まで（略） （別紙1）から（様式第9号）まで（略）

新旧対照表

東京都大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 大腸がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「大腸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式5号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添（令和5年3月改正））による。）。</p>	<p>第1から第8まで（略）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 大腸がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「大腸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式5号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知）による。）。</p>

新旧対照表

東京都大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第10 事業評価</p> <p>大腸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「大腸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式7号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</u></p> <p>第11から第12まで（現行のとおり）</p> <p>（別紙1）から（様式第8号）まで（現行のとおり）</p>	<p>第10 事業評価</p> <p>大腸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「大腸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式7号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」（がん検診事業の評価に関する委員会 報告書（平成20年3月））に示されているが、<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</u></p> <p>第11から第12まで（略）</p> <p>（別紙1）から（様式第8号）まで（略）</p>

新旧対照表

東京都子宮頸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 子宮頸がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「子宮頸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添（令和5年3月改正））による。）。</p>	<p>第1から第8まで（略）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 子宮頸がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「子宮頸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知）による。）。</p>

新旧対照表

東京都子宮頸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第10 事業評価</p> <p>子宮頸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「子宮頸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」（<u>がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月）</u>）に示されている。<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</u></p> <p>第11 から第12 まで（現行のとおり）</p> <p>（別紙1）から（様式第9号）まで（現行のとおり）</p>	<p>第10 事業評価</p> <p>子宮頸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「子宮頸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」（<u>がん検診事業の評価に関する委員会 報告書（平成20年3月）</u>）に示されているが、<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</u></p> <p>第11 から第12 まで（略）</p> <p>（別紙1）から（様式第9号）まで（略）</p>

新旧対照表

東京都乳がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1から第5まで（現行のとおり）</p> <p>第6 検診方法等</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 マンモグラフィ撮影</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）から（4）まで（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">（5）（1）から（4）までの詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第8版」（大内憲明、鈴木昭彦 2022年発行）等を参考とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（6）（現行のとおり）</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 乳がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「乳がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29</p>	<p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 検診方法等</p> <p>1（略）</p> <p>2 マンモグラフィ撮影</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）から（4）まで（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（5）（1）から（4）の詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第7版」（日本医事新報社・令和2年2月27日）等を参考とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（6）（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 乳がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「乳がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414</p>

新旧対照表

東京都乳がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添（令和5年3月改正）による。）。</p> <p>第10 事業評価</p> <p>乳がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「乳がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11から第12まで（現行のとおり）</p>	<p>第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知）による。）。</p> <p>第10 事業評価</p> <p>乳がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「乳がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」（がん検診事業の評価に関する委員会 報告書（平成20年3月））に示されているが、報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11から第12まで（略）</p>

新旧対照表

東京都乳がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>(別紙1) (現行のとおり)</p> <p>(別紙2) 日本医学放射線学会の定める仕様基準 1から8まで (現行のとおり)</p> <p>9 AECの精度</p> <p>(1) <u>再現性：mAs 変動係数 0.05 以下</u></p> <p>(2) <u>スクリーン/フィルム・システムのみ適用</u> <u>基準濃度：施設が定めた管理基準値 管理幅：±0.15 以内</u> <u>(ファントム厚 20、40、60mm 及びこれらの厚さに対して</u> <u>100mAs 以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲</u> <u>とする。)</u></p> <p>(別紙3) から (様式第9号) まで (現行のとおり)</p>	<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) 日本医学放射線学会の定める仕様基準 1から8まで (略)</p> <p>9 AECの精度</p> <p>(1) <u>基準濃度：1.5 管理幅：±0.15 以内</u> <u>(ファントム厚 20、40、60mm 及びこれらの厚さに対して</u> <u>100mAs 以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲</u> <u>とする。)</u></p> <p>(2) <u>再現性：変動係数 0.05 以下</u></p> <p>(別紙3) から (様式第9号) まで (略)</p>